

岩手県告示第879号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第51条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）に基づき、指定を受けた施術者が次のとおりその指定を辞退した。

平成25年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	開設している施術所		指定の辞退の効力発生の年月日
	名 称	所在地	
伊藤 心	接骨院 百万石 矢巾口	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割200番地12	平成25年10月20日